

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年11月28日提出
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 外和 正光
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【電話番号】	03-6880-6400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	新生・フラトンV P I Cファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,300億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

- ・新生・フラトンVPICファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）
- ・「VPIC」に「ヴィピック」とフリガナを付すことがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,300億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。
また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

（５）【申込手数料】

- 販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
- ・販売会社における申込手数料率は3.78%（税抜3.5%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

- 平成29年11月29日から平成30年11月27日までとします。
- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448(投資信託部)

受付時間：営業日の9時～17時

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単体型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単体型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含、日本) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して

おります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式（一般））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

う。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1. 主として、ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

● ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等への投資は、ケイマン籍の円建て外国投資信託（以下「投資先ファンド」といいます。＜投資先ファンドの概要＞をご参照ください。）への投資を通じて行います。（当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。）

● 主として投資先ファンドに投資しますが、そのほか国内投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。

● 実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

・投資対象には、預託証券^{※1}、個別銘柄の株価や株価指数に係るオプション、株式や株価指数の価格に運用成果が連動する債券等も含まれます。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用することがあります。

※1 預託証券：Depositary Receiptのことで、頭文字をとってDRと略することがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことです。

・中国の株式には、上海証券取引所、深圳証券取引所に上場している株式のほか、香港証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式（レッドチップ^{※2}、H株^{※3}）やその他の証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式等（預託証券（DR）を含みます。）を含みます。なおその他の国の株式も国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。また未上場株式に投資する場合があります。

※2 レッドチップ：資本的な背景は中国本土だが登記は香港（またはその他地域）で行われた企業（銘柄）

※3 H 株：香港に上場した、資本も登記場所も中国本土の企業（銘柄）

2. ベトナム、パキスタン、インド、中国の国別配分比率は、原則として20%、20%、30%、30%を基本とします。
- 投資先ファンドにおける国別配分は、マクロ経済や企業業績の動向および株式市場のバリュエーションなどを分析し、原則として基本構成比の±10%の範囲内で変動させます。
(注)市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。
3. フラトン・ファンド・マネジメントが運用します。
- 投資先ファンドの運用は、シンガポール財務省が全額出資するテマセック・ホールディングスが100%出資するフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

信託金限度額

- ・1,300億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

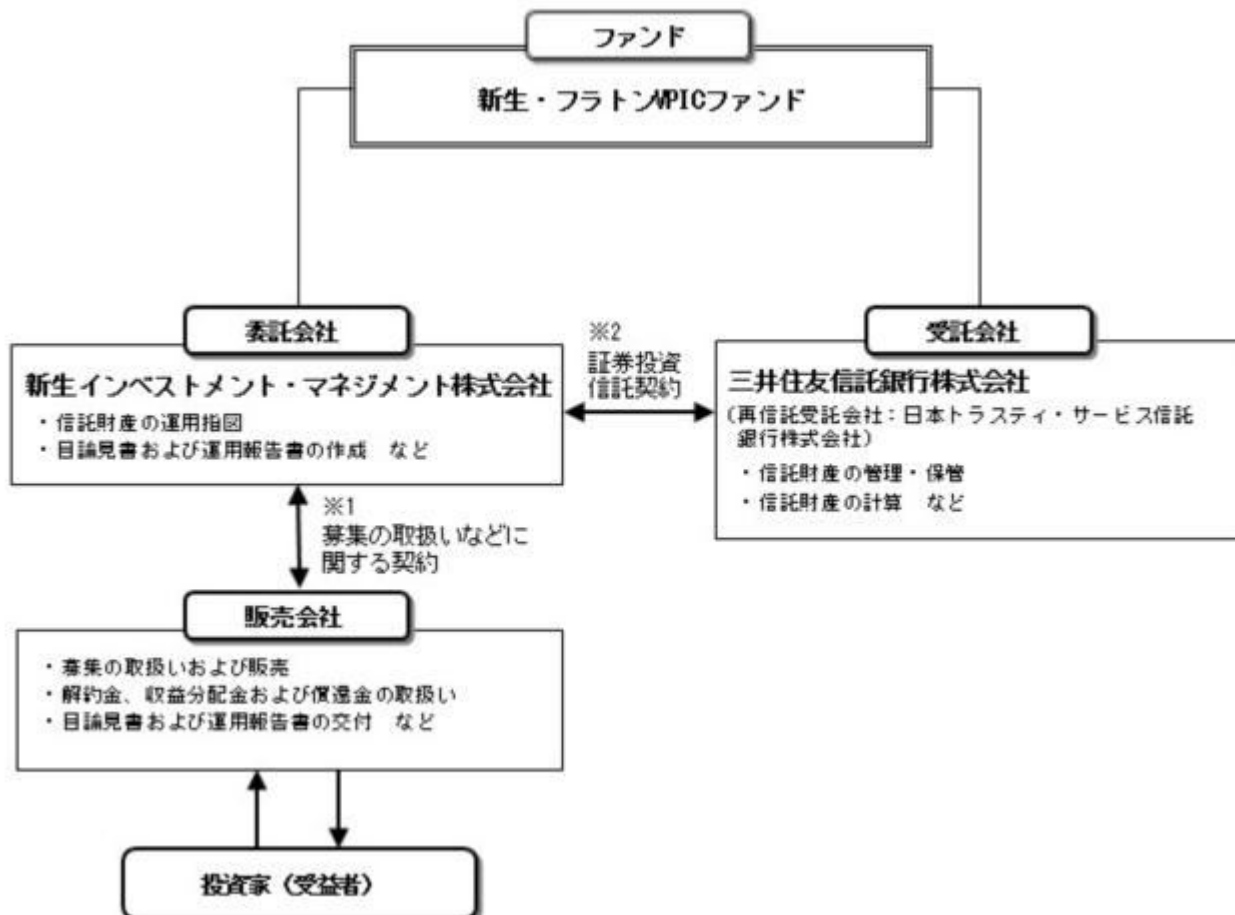
(2) 【ファンドの沿革】

平成19年 9月28日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

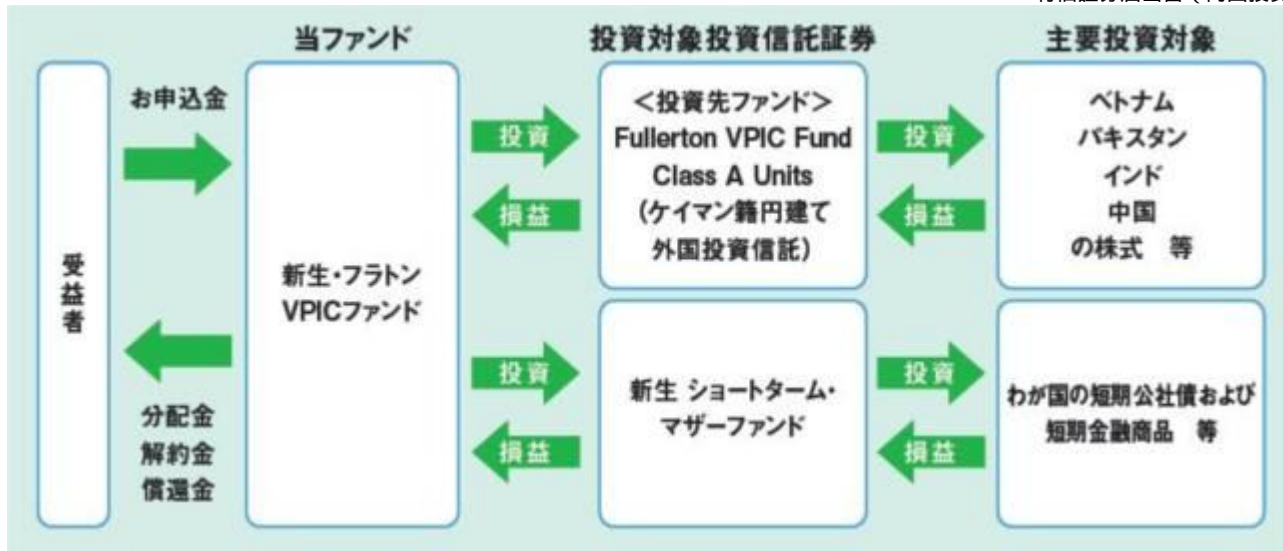
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成29年8月末現在）

- 1) 資本金
4億9,500万円
- 2) 沿革
 - 平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
 - 平成14年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
 - 平成15年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
 - 平成19年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録
 - 平成27年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund」受益証券への投資を通じて、主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含む）の株式等を投資対象とします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

投資する投資信託証券は見直しを行う場合があります。

実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券（以下「投資先ファンド」といいます。）および新生 ショートターム・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（上記イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ・次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の外国投資信託の投資証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

 1. ケイマン籍円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券
 2. 証券投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券
 3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

投資先ファンドの概要

1) 「Fullerton VPIC Fund 受益証券」

ファンド名	Fullerton VPIC Fund
形態	ケイマン籍の円建て外国投資信託
主な投資対象	ベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。）の株式です。 （未上場株式や国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。） そのほか、預託証書（DR、Depositary Receipt）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、償還金額等が株式や株価指数の価格に連動する効果を有する債券等に投資する場合があります。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用する場合があります。
運用の基本方針	信託財産の成長をめざした積極的な運用を行います。

主な投資態度	<p>主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等の上場している中国本土関連銘柄を含みます。）の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。</p> <p>株式への投資は高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、組入比率を落とす場合があります。また市場の休場等に対応するため一時的に組入比率を落とす場合があります。</p> <p>株式等の国別配分比率は、ベトナム20%、パキスタン20%、インド30%、中国30%を基本とし、原則として±10%の範囲内で変動させます。ただし、市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。</p> <p>外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>市況動向や、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき等ならびに運用資産が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資割合に制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式（当該株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の10%以下とします。</p> <p>株式（株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。）の時価総額とデリバティブ取引の株式のロング・ポジションの想定元本の合計額は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>外貨建て資産への投資割合に制限を設けません。</p>
決算日	年1回、原則として毎年12月31日
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
運用報酬	純資産総額に対し年率0.90%
その他費用等	<p>当初のファンド設定費用（弁護士費用等）：合計1,904,767円</p> <p>この費用については当初5年間で償却いたします。：年額約38万円</p> <p>その他（ ）受託会社報酬額、管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等（ ）監査報酬、弁護士報酬等（ ）有価証券売買時の取引費用等（その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。）</p> <p>投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。</p>
運用会社	Fullerton Fund Management Company Ltd 所在地：シンガポール共和国シンガポール市
管理会社	HSBC Trustee (Cayman) Limited

2) 新生 ショートターム・マザーファンド

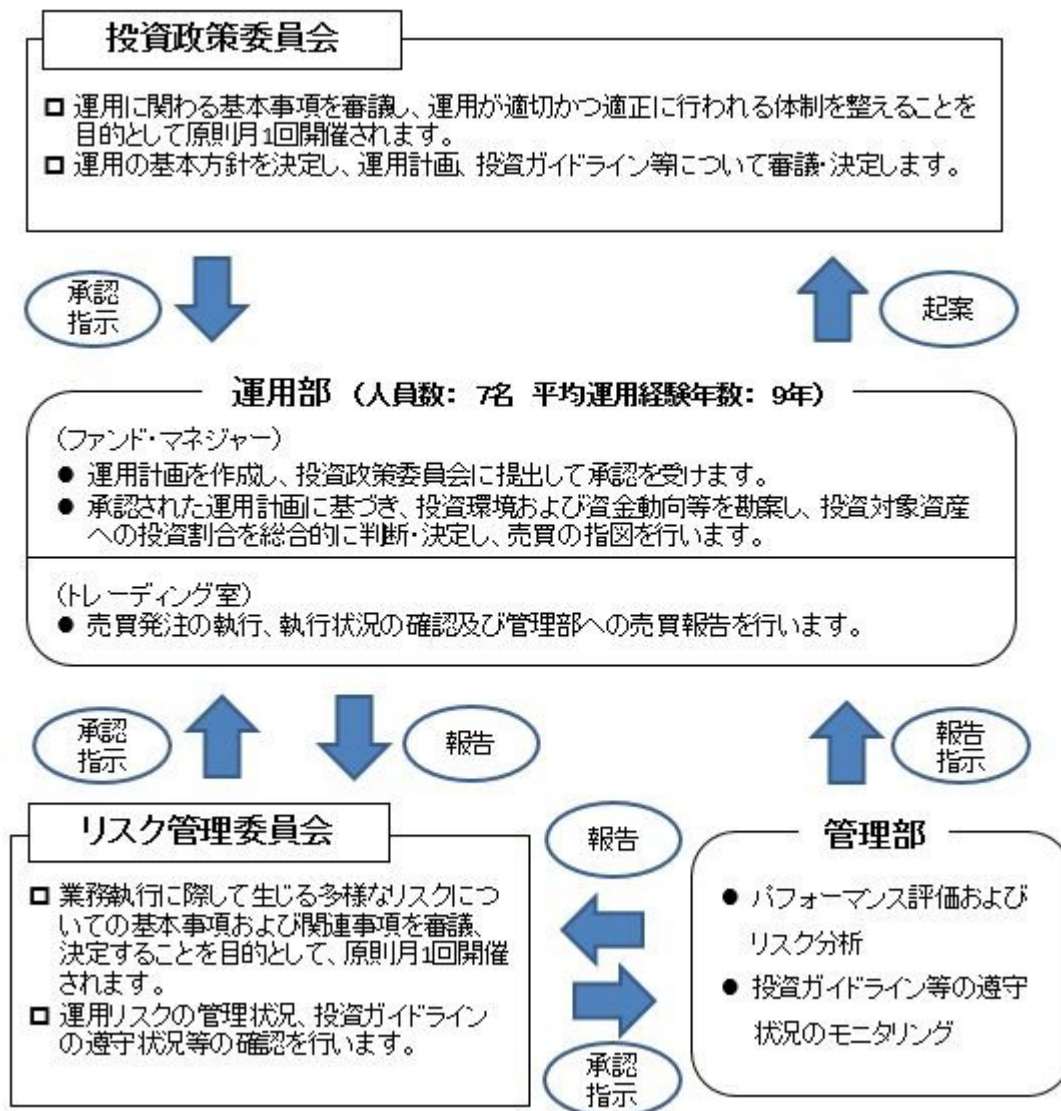
ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
形態	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。

主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。 スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<フラトン・ファンド・マネジメント>

チーフ・インベストメント・オフィサー（以下、CIO）のもと、株式、債券、マルチ・アセット、オルタナティブのチームがあり、次のような会議を行います。

四半期：インベストメント・ストラテジー・ミーティングを開催。議長はCIOで、全ての運用専門職が出席し、市場全体の見通しが話し合われます。また、株式チームではポートフォリオの見直しをCIOと共にを行います。

月次：インベストメント・ストラテジー・ミーティング（月例）にてCIOと各アセットクラスのヘッドが合議し、投資の基本戦略が決定されます。

週次：ストックリサーチ・ミーティングを行い、株式チームのヘッドが議長となり、銘柄選択、カントリ、セクター毎の動向、全ポートフォリオのポジションについて議論します。
さらに月曜日は、CIOのもと全ての運用専門職が出席し、株式、債券、マルチ・アセット、オルタナティブの今週の見通しと方針について会議が行われます。

日次：最新の市場動向に関するブリーフィングを毎朝行っております。

上記体制等は、平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

<自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約^{*}を締結します。

*：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- 3) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 4) 株式への直接投資は行いません。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- 6) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 7) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 8) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 9) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 10) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

その他の留意点

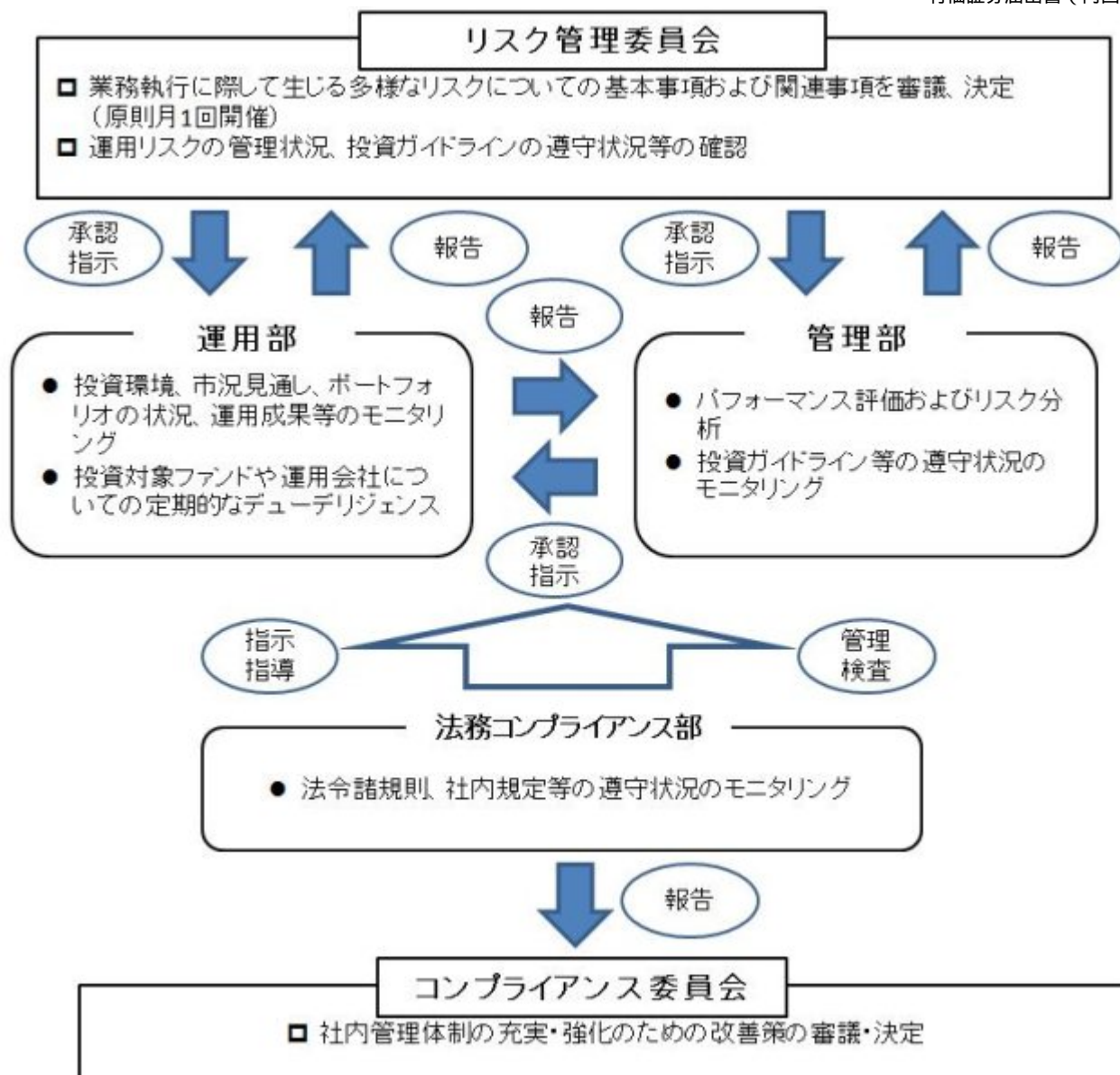
- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(2) リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

- ・ 当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・ 運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
- ・ また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社(運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先)について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド及び運用会社の状況について確認を行います。
- ・ 管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
- ・ 法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<フラトン・ファンド・マネジメント>

リスク管理体制は役員会レベルの監査・リスク委員会によって監督されます。

コンプライアンスリスクのモニター、コントロール、管理は、独立したリーガル・コンプライアンスチームによって行われ、監査・リスク委員会とチーフ・オペレーティング・オフィサーにレポートを行います。

なお、市場リスクのモニターはリスクチームが行っております。

上記体制等は、平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

[投資リスク]

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2012年9月末～2017年8月末



*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2012年9月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2012年9月から2017年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラス^(※)との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2012年9月末～2017年8月末



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	59.5	66.0	66.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△20.5	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	19.7	19.0	21.0	11.4	2.5	9.2	6.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2012年9月から2017年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

(※)各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.78%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

・ <自動けいぞく投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことであります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	1.2096% （税抜1.12%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額とします。
投資対象とする投資信託証券	0.9%	投資運用等の対価です。
実質的負担	2.1096%程度（税込）	

・投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.9%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年2.1096%程度です。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計	役務の内容
	1.2096% （1.12%）	
委託会社	0.3996% （0.37%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.7560% （0.70%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.0540% （0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）

- （a）株式等の売買委託手数料
- （b）外貨建資産の保管費用
- （c）借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- （d）信託財産に関する租税
- （e）信託財産に係る監査費用等

(f) その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

(a) から (d) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、(e) 記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額62万円および消費税）が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。

(f) 記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

また、投資先ファンドにおいて保管報酬、事務代行報酬、登録、および名義書換代行報酬等、ならびに監査報酬、有価証券等の売買手数料等の運営および一般管理費が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された

税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

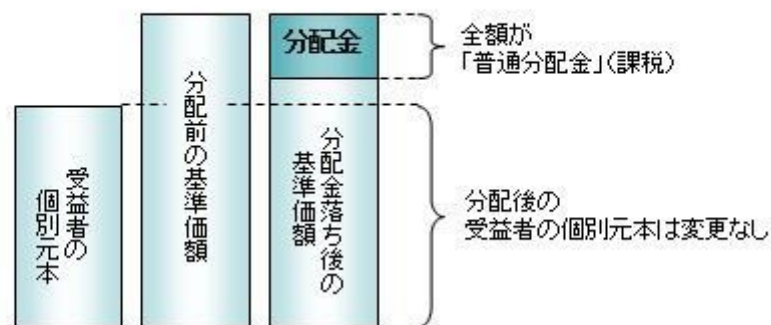
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

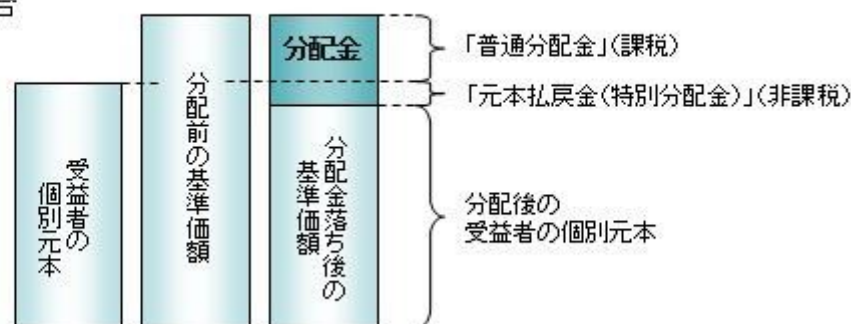
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成29年8月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【新生・フラトンV P I Cファンド】

以下の運用状況は2017年 8月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	4,713,487,079	97.44
親投資信託受益証券	日本	51,705,451	1.07
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		72,204,488	1.49
合計(純資産総額)		4,837,397,018	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	Fullerton VPIC Fund Class A	396,928.45	11,816	4,690,351,845	11,874.9	4,713,487,079	97.44
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	50,806,182	1.0177	51,705,451	1.0177	51,705,451	1.07

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.44
親投資信託受益証券	1.07
合計	98.51

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2008年 8月26日)	10,651	10,651	0.6144	0.6144

第2計算期間末	(2009年 8月26日)	8,169	8,169	0.5147	0.5147
第3計算期間末	(2010年 8月26日)	6,428	6,428	0.4874	0.4874
第4計算期間末	(2011年 8月26日)	4,578	4,578	0.4179	0.4179
第5計算期間末	(2012年 8月27日)	3,948	3,948	0.4315	0.4315
第6計算期間末	(2013年 8月26日)	4,544	4,544	0.5991	0.5991
第7計算期間末	(2014年 8月26日)	5,239	5,239	0.7825	0.7825
第8計算期間末	(2015年 8月26日)	4,486	4,486	0.8251	0.8251
第9計算期間末	(2016年 8月26日)	4,152	4,152	0.8363	0.8363
第10計算期間末	(2017年 8月28日)	4,835	4,835	1.0892	1.0892
	2016年 8月末日	4,309		0.8687	
	9月末日	4,191		0.8498	
	10月末日	4,318		0.8710	
	11月末日	4,380		0.8886	
	12月末日	4,511		0.9252	
	2017年 1月末日	4,739		0.9745	
	2月末日	4,597		0.9676	
	3月末日	4,605		0.9820	
	4月末日	4,736		1.0186	
	5月末日	4,652		1.0535	
	6月末日	4,673		1.0707	
	7月末日	4,798		1.1023	
	8月末日	4,837		1.0944	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2007年 9月28日～2008年 8月26日	0.0000
第2期	2008年 8月27日～2009年 8月26日	0.0000
第3期	2009年 8月27日～2010年 8月26日	0.0000
第4期	2010年 8月27日～2011年 8月26日	0.0000
第5期	2011年 8月27日～2012年 8月27日	0.0000
第6期	2012年 8月28日～2013年 8月26日	0.0000
第7期	2013年 8月27日～2014年 8月26日	0.0000
第8期	2014年 8月27日～2015年 8月26日	0.0000
第9期	2015年 8月27日～2016年 8月26日	0.0000
第10期	2016年 8月27日～2017年 8月28日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2007年 9月28日～2008年 8月26日	38.56

第2期	2008年 8月27日～2009年 8月26日	16.23
第3期	2009年 8月27日～2010年 8月26日	5.30
第4期	2010年 8月27日～2011年 8月26日	14.26
第5期	2011年 8月27日～2012年 8月27日	3.25
第6期	2012年 8月28日～2013年 8月26日	38.84
第7期	2013年 8月27日～2014年 8月26日	30.61
第8期	2014年 8月27日～2015年 8月26日	5.44
第9期	2015年 8月27日～2016年 8月26日	1.36
第10期	2016年 8月27日～2017年 8月28日	30.24

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2007年 9月28日～2008年 8月26日	21,065,236,870	3,729,434,007
第2期	2008年 8月27日～2009年 8月26日	755,001,149	2,218,903,274
第3期	2009年 8月27日～2010年 8月26日	830,041,313	3,512,589,069
第4期	2010年 8月27日～2011年 8月26日	662,932,190	2,895,569,944
第5期	2011年 8月27日～2012年 8月27日	163,699,595	1,969,438,112
第6期	2012年 8月28日～2013年 8月26日	252,397,416	1,817,297,541
第7期	2013年 8月27日～2014年 8月26日	480,784,397	1,371,109,268
第8期	2014年 8月27日～2015年 8月26日	348,038,459	1,605,645,552
第9期	2015年 8月27日～2016年 8月26日	80,108,753	552,540,775
第10期	2016年 8月27日～2017年 8月28日	670,956,861	1,197,315,747

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2017年 8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		248,966,584	100.00
合計(純資産総額)		248,966,584	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

(2017年8月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※上記グラフの2008年10月8日から2009年1月6日までの期間は暫定の基準価額、純資産に基づいておりますのでご注意ください。

分配の推移

決算期	分配金
2017年8月	0円
2016年8月	0円
2015年8月	0円
2014年8月	0円
2013年8月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

【組入上位銘柄】

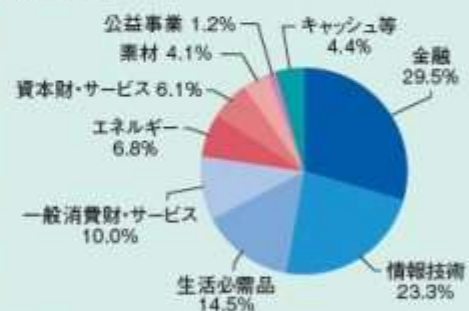
	銘柄名	国	業種	組入比率
1	ベトナム乳業	ベトナム	生活必需品	8.8%
2	HDFC銀行	インド	金融	8.2%
3	騰訊	中国	情報技術	6.7%
4	アリババグループ・ホールディング	中国	情報技術	6.5%
5	マルチ・スキ・インディア	インド	一般消費財サービス	6.3%
6	サニー・オペチカル・テクノロジー	中国	情報技術	5.1%
7	ベトナム外資銀行	ベトナム	金融	4.6%
8	ラーセン&トップロ	インド	資本財サービス	4.5%
9	イエス銀行	インド	金融	4.0%
10	ゴドレジ・コンシューマー・プロダクツ	インド	生活必需品	3.8%

※【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

※上記の業種はMSCI/S&P GICS*の業種区分に基づいています。

*MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)のことです。

【業種配分】



年間収益率の推移 <暦年ベース>

※当ファンドにベンチマークはありません。



※上記グラフにおける2008年及び2009年の年間収益率は、2008年末の暫定の基準価額に基づいておりますのでご注意ください。

※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2017年は年初来8月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜自動けいぞく投資コース＞と＜一般コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜自動けいぞく投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜一般コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

ホーチミン証券取引所の休業日

カラチ証券取引所の休業日

ボンベイ証券取引所の休業日

香港証券取引所の休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

ホーチミン証券取引所の休業日

カラチ証券取引所の休業日

ボンベイ証券取引所の休業日

香港証券取引所の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できません。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

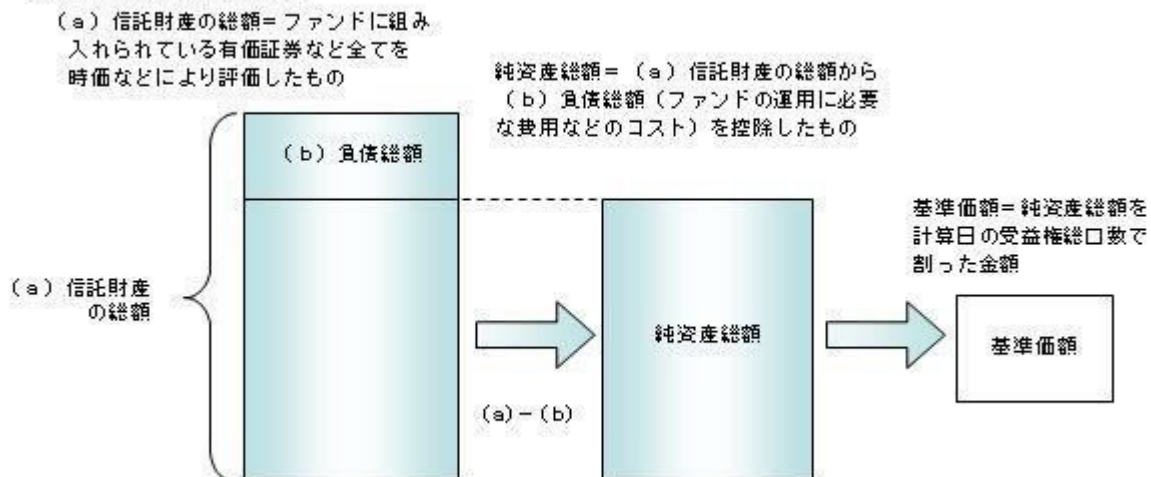
3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】**

基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- <主な資産の評価方法>
- 投資信託証券
- 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（平成19年9月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること

ができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

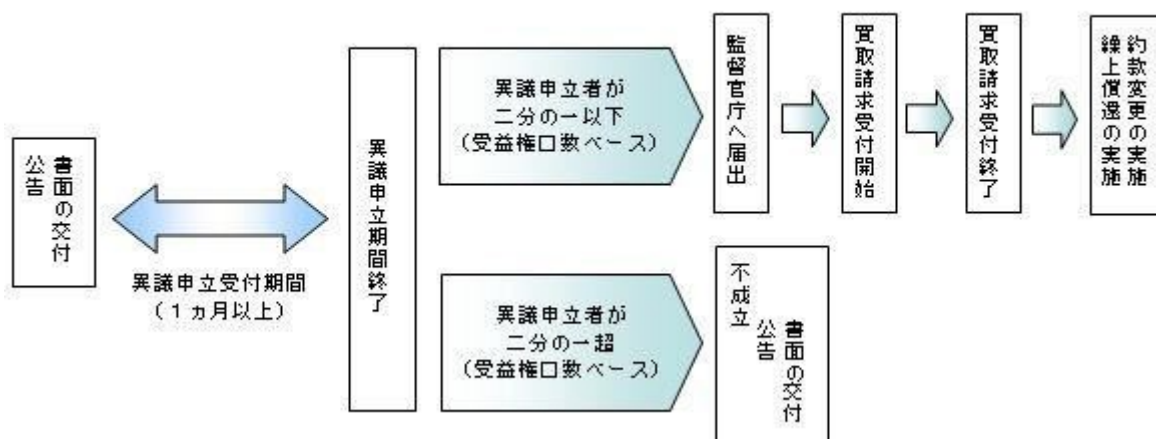
異議の申立て

1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更などを行なう場合には、異議申立てにおいて当該解約または重大な約款の変更などに反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成28年8月27日から平成29年8月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【新生・フラトンV P I Cファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成28年 8月26日現在)	第10期 (平成29年 8月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	90,699,604	136,330,609
投資信託受益証券	4,051,959,783	4,660,351,845
親投資信託受益証券	51,715,612	51,705,451
前払金	-	30,000,000
流動資産合計	4,194,374,999	4,878,387,905
資産合計	4,194,374,999	4,878,387,905
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,570,185	13,076,766
未払受託者報酬	1,080,974	1,270,310
未払委託者報酬	23,132,746	27,184,579
未払利息	248	373
その他未払費用	1,767,882	1,554,745
流動負債合計	41,552,035	43,086,773
負債合計	41,552,035	43,086,773
純資産の部		
元本等		
元本	4,965,712,600	4,439,353,714
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	812,889,636	395,947,418
元本等合計	4,152,822,964	4,835,301,132
純資産合計	4,152,822,964	4,835,301,132
負債純資産合計	4,194,374,999	4,878,387,905

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 （自平成27年 8月27日 至平成28年 8月26日）	第10期 （自平成28年 8月27日 至平成29年 8月28日）
営業収益		
受取利息	3,577	-
有価証券売買等損益	108,177,556	1,258,381,901
営業収益合計	108,181,133	1,258,381,901
営業費用		
支払利息	26,889	84,800
受託者報酬	2,283,079	2,477,128
委託者報酬	48,857,824	53,010,387
その他費用	3,559,378	3,109,831
営業費用合計	54,727,170	58,682,146
営業利益又は営業損失（ ）	53,453,963	1,199,699,755
経常利益又は経常損失（ ）	53,453,963	1,199,699,755
当期純利益又は当期純損失（ ）	53,453,963	1,199,699,755
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,874,092	185,369,629
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	951,294,127	812,889,636
剰余金増加額又は欠損金減少額	96,738,745	194,506,928
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	96,738,745	189,126,190
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,380,738
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,662,309	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,662,309	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	812,889,636	395,947,418

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第10期 (自平成28年 8月27日 至平成29年 8月28日)	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとしておりますが、第10期計算期間は当計算期間末日及びその翌日が休業日のため、平成28年 8月27日から平成29年 8月28日までとなっております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第9期 (平成28年 8月26日現在)		第10期 (平成29年 8月28日現在)	
	1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額	5,438,144,622円	期首元本額
	期中追加設定元本額	80,108,753円	期中追加設定元本額	670,956,861円
	期中一部解約元本額	552,540,775円	期中一部解約元本額	1,197,315,747円
2. 計算期間の末日における受益権総数		4,965,712,600口		4,439,353,714口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	812,889,636円	元本の欠損	-円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	0.8363円	1口当たり純資産額	1.0892円
	(10,000口当たり純資産額)	(8,363円)	(10,000口当たり純資産額)	(10,892円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第9期 (自平成27年 8月27日 至平成28年 8月26日)		第10期 (自平成28年 8月27日 至平成29年 8月28日)	
	1. 分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	-円	費用控除後の配当等収益額
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	842,798,755円

	収益調整金	16,490円	収益調整金	34,289円
	分配準備積立金	201,747円	分配準備積立金	166,451円
	当ファンドの分配対象収益額	218,237円	当ファンドの分配対象収益額	842,999,495円
	当ファンドの期末残存口数	4,965,712,600口	当ファンドの期末残存口数	4,439,353,714口
	10,000口当たり収益分配対象額	0.43円	10,000口当たり収益分配対象額	1,898.91円
	10,000口当たり分配金	-円	10,000口当たり分配金	-円
	分配金	-円	分配金	-円
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。		当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第9期 (自平成27年 8月27日 至平成28年 8月26日)	第10期 (自平成28年 8月27日 至平成29年 8月28日)
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第9期 (平成28年 8月26日現在)	第10期 (平成29年 8月28日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しており ます。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似している ことから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しており ます。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似している ことから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場 価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用し ているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場 価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用し ているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第9期 （平成28年 8月26日現在）	第10期 （平成29年 8月28日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	108,121,042	1,135,820,392
親投資信託受益証券	-	10,161
合計	108,121,042	1,135,810,231

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期 （自平成27年 8月27日 至平成28年 8月26日）	第10期 （自平成28年 8月27日 至平成29年 8月28日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第10期
（自平成28年 8月27日
至平成29年 8月28日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表（平成29年 8月28日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資信託受益証券	Fullerton VPIC Fund Class A	394,346.110	4,660,351,845	
投資信託受益証券合計		394,346.110	4,660,351,845	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	50,806,182	51,705,451	
親投資信託受益証券合計		50,806,182	51,705,451	
合計			4,712,057,296	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 商品明細表

該当事項はありません。

第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（新生・フラトンVPICファンド）（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン籍の円建て外国投資信託である「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された受益証券は、同外国投資信託の受益証券であります。同外国投資信託の第11期計算期間は、平成29年1月1日より平成29年12月31日であり、当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）時点では決算を迎えておりませんが、第11期計算期間終了後には現地の法律に基づいた財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。よって、平成28年12月31日に終了した第10期計算期間の財務諸表を記載しています。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）	
（平成29年 8月28日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	48,967,172
現先取引勘定	199,999,936
流動資産合計	248,967,108
資産合計	248,967,108
負債の部	
流動負債	
未払利息	134
流動負債合計	134
負債合計	134
純資産の部	
元本等	
元本	244,626,922
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,340,052
元本等合計	248,966,974
純資産合計	248,966,974
負債純資産合計	248,967,108

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成29年 8月28日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	243,644,507円
期中追加設定元本額	982,415円
期中一部解約元本額	-円
期末元本額	244,626,922円
元本の内訳*	
新生・世界スマート債券ファンド 1409	982,512円
新生・世界スマート債券ファンド 1411	982,319円
新生・世界スマート債券ファンド 1502	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1503	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1506	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1510	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1510	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1511	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1511	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1511	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1602	982,319円
新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1602	982,319円
新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1603	982,319円
新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1603	982,319円
新生・U T I インドファンド	133,460,968円
新生・フラトンV P I Cファンド	50,806,182円
新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド	10,045,764円
米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース	5,895,648円
米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース	26,528,965円
グローバル・ナビゲーター（限定追加型）	206,308円
新生・ワールドラップ・セレクト	982,415円
2. 計算日における受益権総数	244,626,922口

3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	-円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.0177円
	(10,000口当たり純資産額)	(10,177円)

(注) *は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

(自平成28年 8月27日 至平成29年 8月28日)	
1 金融商品に対する取組方針	本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(平成29年 8月28日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成28年 8月27日
至平成29年 8月28日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成28年 8月27日
至平成29年 8月28日）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表（平成29年 8月28日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

Fullerton VPIC Fundのトラスティーとしての立場におけるHSBC Trustee (Cayman) Limitedに対する独立監査法人の報告書

（ケイマン諸島の信託約款に基づき作成）

意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、Fullerton VPIC Fund（本サブ・ファンド）（フラトン・ファンズC1のサブ・ファンド）の2016年12月31日現在の財務状態、ならびに同日をもって終了する事業年度までの期間の本サブ・ファンドの業績およびキャッシュフローについて、国際財務報告基準に従い、真実かつ公正な表示をしているものと認める。

我々が監査したもの

本サブ・ファンドの財務諸表は以下のものから構成されている。

- ・2016年12月31日付財務状態計算書
- ・年度末時点における包括利益計算書
- ・年度末時点における株主持分変動計算書
- ・年度末時点におけるキャッシュフロー計算書
- ・重要な会計方針の要約を含む財務諸表に関する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準の下での我々の責任は、この報告書内の「財務諸表の監査における監査人の責任」欄に記載されている。我々は入手した監査の証拠が、我々の意見の根拠を提供するために十分で適切であると信じている。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の職業会計士の倫理規定（IESBA Code）に従って会社から独立しており、IESBA Codeに従ってその他の倫理的責任を満たしている。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）に従った本財務諸表の作成および適正な表示について責任を負う。この責任には、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成および適正な表示に関する内部統制の計画、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびにその状況において合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

財務情報を作成する上で、経営陣は、経営陣が本サブ・ファンドを清算もしくは営業を中止する意図がある、もしくは現実的にそうする以外の選択肢がない、という場合を除き、企業継続の前提、該当する場合は企業継続の前提に関する事項の開示、会計上の企業継続の前提を用いることの範囲で本サブ・ファンドの継続性について評価する責任を負っている。

財務情報を作成する上で、取締役は、経営陣がクラスを清算もしくは営業を中止する意図がある、もしくは現実的にそうする以外の選択肢がない、という場合を除き、企業継続の前提、該当する場合は企業継続の前提に関する事項の開示、会計上の企業継続の前提を用いることの範囲でこのクラスの継続性について評価する責任を負っている。

財務諸表の監査における監査人の責任

我々の目的は、財務諸表に全体として、不正または誤謬によるかを問わず重大な虚偽表示がないかどうかということについて合理的な保証を得ること、また我々の意見を含めた監査報告書を作成することにある。合理的な保証とは高いレベルの保証であるものの、国際監査基準に従って実施される監査が存在する重大な虚偽記載を常に発見できることを保証するものではない。虚偽記載は不正や誤謬により発生しうるものであり、個別的にも総体としても、この財務諸表に基づいた利用者の経済的な決定に影響を及ぼすと合理的に期待される場合、重大と見なされる。

国際監査基準に基づいた監査の一部として、我々は専門的判断を行使し、監査を通して職業的懐疑心を維持する。我々はまた、

- ・不正または誤謬によるかを問わず、財務諸表上の重大な虚偽記載のリスクを特定・評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定・実施し、意見の根拠を提供するために十分で適切である監査証拠を獲得する。不正による重大な虚偽表示を発見しないリスクは、誤謬によるものよりも高く、不正とは共謀、偽造、意図的な誤脱、詐称、内部統制の無効を含む。

- ・状況に適した、しかしクラスの内部統制の有効性についての意見を表明する目的ではない監査手続を策定するため、該当する監査に関する内部統制についての理解を得る。
- ・使われている会計方針の適切性と取締役による会計上の見積もりと関連する開示の合理性を評価する。
- ・関連する事象や状況において、当該クラスの継続企業として継続する能力について重要な疑問を生じさせるような重大な不確実性が存在するかどうか、入手した監査証拠に基づき、取締役の継続企業の前提の使用の適切性について判断を下す。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務諸表上の関連する開示に対して注意を向ける義務があり、かかる開示が不十分である場合、意見を修正する義務がある。我々の結論は我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象や状況によってはクラスが継続企業の前提の継続を中止することもあり得る。
- ・公正な表示となる方法で、財務諸表が内在する取引や事象を表明しているかどうかや、開示を含めて財務諸表の全体的な表示や構成、内容を評価する。

我々は、監査中に特定したいかなる内部統制の著しい不備も含め、計画された監査の範囲とタイミングと重大な監査結果などについて、取締役と意思疎通を図る。

その他

意見を含めたこの報告書は、我々の監査契約書の条件に従って本サブ・ファンドの管理会社としてのHSBC Trustee (Cayman) Limitedだけの為に作成され、その他の目的はない。我々は、この監査意見を出すにあたり、この目的以外に、また、この報告書に記載されている宛先以外、もしくはこの報告書を手入する人物以外の為に、事前の書面による同意により明確に合意している場合を除き、責任を認めず、負わない。

プライスウォーターハウスクーパース 2017.5.5

FULLERTON VPIC FUND

損益計算書

（2016年12月31日に終了した会計期間）

	注記	2016年度 日本円 (単位：千)	2015年度 日本円 (単位：千)
利益			
利息収入		26	-
配当金収入		122,126	144,153
雑所得		-	2,881
対外純為替差損益		8,496	(7,872)
損益を通じて公正価値評価される 金融資産および金融負債における 公正価値の純変動額		295,270	(38,819)
純利益合計		425,918	100,343
費用			
監査報酬		2,112	2,140
保管報酬	8	2,495	3,773
運用報酬	8	36,253	44,820
取引費用		2,796	7,200
受託会社報酬	8	1,139	1,233
評価報酬	8	2,849	3,082
その他の営業費用		5,801	2,369
		53,445	64,617
税引前利益		372,473	35,726
源泉徴収税	2.11	(8,565)	(8,933)
税引後当期純利益		363,908	26,793
サブファンドの受益者に帰属する 純資産の増加（終値）		363,908	26,793

HSBC Trustee (Cayman) Limitedを代表して
2017年5月5日

Fullerton Fund Management Pte Ltdを代表して
2017年5月5日

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

FULLERTON VPIC FUND
貸借対照表
(2016年12月31日現在)

	注記	2016年度 日本円 (単位：千)	2015年度 日本円 (単位：千)
資産			
流動資産			
損益を通じて公正価値評価される 金融資産	6	4,265,732	4,345,311
証拠金		10,589	6,812
現金と現金同等物	5	196,480	22,410
資産合計		4,472,801	4,374,533
純資産			
受益者に帰属する純資産		4,387,792	4,358,884
純資産合計		4,387,792	4,358,884
負債			
流動負債			
受益証券保有者への未払金		70,000	-
未払費用およびその他の未払金	7	15,009	15,649
負債合計		85,009	15,649
正味資産		4,472,801	4,374,533

HSBC Trustee (Cayman) Limitedを代表して
2017年5月5日

Fullerton Fund Management Pte Ltdを代表して
2017年5月5日

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

FULLERTON VPIC FUND
株式資産変動表
(2016年12月31日に終了した会計期間)

	注記	2016		2015	
		株式数	日本円 (単位：千)	株式数	日本円 (単位：千)
期首現在の受益者 に帰属する 純資産額（終値）		480,881	4,358,884	575,505	5,232,091
受益証券解約		(38,275)	(335,000)	(94,624)	(900,000)
受益証券取引による 純減少額		(38,275)	(335,000)	(94,624)	(900,000)

税引後当期純増額	-	363,908	-	26,793	
期末現在の受益者に帰属する純資産額(終値)	9	442,606	4,387,792	480,881	4,358,884
一口当たり純資産価額		-	9,913.54	-	9,064.44

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

FULLERTON VPIC FUND

キャッシュフロー計算書

(2016年12月31日に終了した会計期間)

	注記	2016年度 日本円 (単位：千)	2015年度 日本円 (単位：千)
営業活動によるキャッシュフロー			
税引後当期純利益		363,908	26,793
調整			
税金		8,565	8,933
利息収入		(26)	-
配当金収入		(122,126)	(144,153)
現金および現金同等物の為替の影響		(8,496)	7,872
運転資本変動前営業活動による キャッシュフロー		241,825	(100,555)
営業資産および負債の変動			
損益を通じて公正価値評価される 金融資産の純変動額		79,579	718,695
その他の負債の純変動額		(640)	(1,772)
営業活動によるキャッシュフロー		320,764	616,368
配当金の受取額税引後		109,784	134,826
受取利息		26	-
営業活動による純キャッシュフロー		430,574	751,194
財務活動によるキャッシュフロー			
持分解約による資金調達		(265,000)	(900,000)
財務活動による純キャッシュフロー		(265,000)	(900,000)
現金および現金同等物の 純(減少)/増加額			
現金および現金同等物の期首残高		22,410	179,088
現金および現金同等物の為替の影響		8,496	(7,872)
現金および現金同等物の期末残高	5	196,480	22,410

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

FULLERTON VPIC FUND

財務諸表に対する注記

(2016年12月31日に終了した会計期間)

これらの注記は、添付の財務諸表と不可分のものであり、添付の財務諸表と共に読む必要があります。

1. 一般的情報

Fullerton VPIC Fund（「本ファンド」）は、Fullerton Fund Management Company Ltd.（「運用会社」）とHSBC Trustee (Cayman) Limited（「管理会社」）の間で2007年3月27日付で締結された信託約款によりアンブレラ・ファンドとして構成されるユニット・トラストです。信託約款は、ケイマン諸島の法律が適用されます。

本ファンドは、適用免除信託として登録され、2008年3月29日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2003年改訂）の規定に基づいてミューチュアル・ファンドとして登録されました。本ファンドの登録事務所は、P.O. Box 484, HSBC House, 68 West Bay Road, Grand Cayman KY 1-1106, Cayman Islandsです。

本ファンドは、9本の個別のサブ・ファンド、すなわちFullerton Vietnam Fund、Fullerton VPIC Fund、Fullerton China "A" Share Fund、Fullerton china Focus A share Fund、Fullerton RMB Fixed Income Fund、Fullerton Onshore RMB Bond Fund、Fullerton China QFII A Share Fund、Fullerton Absolute Return-Asia Prime FundおよびFullerton Select-Global Emerging Market Equitiesから構成されます。

本報告書では、Fullerton VPIC Fundの財務諸表のみを開示しています。

本サブ・ファンドの投資目標は、他の証券取引所に上場しているベトナム、パキスタン、インドおよび中国で設立された、それらの国で営業活動を行っている、それらの国へのエクスポージャーを有する、あるいはそれらの国から収益の一部を得ている会社または機関が発行する株式のポートフォリオへの投資を通じて高い超過リターンを達成することです。

本サブ・ファンドの投資活動はFullerton Fund Management Companyが運用し、サブファンドの管理会社であるHSBC Trustee (Cayman) Limitedがアドミニストレーションおよびカストディアンサービスを行っています。シンガポールにおいて指名されたアドミニストレーターの代理人は、HSBC Institutional Trust Service (Singapore) Limitedです。

財務諸表は、2017年5月5日に経営陣により発行が承認されました。

2. 重要な会計方針

本財務諸表の作成に適用される主要な会計方針は以下の通りです。これらの方針は、首尾一貫して適用されています。

2.1 作成の基準

本サブ・ファンドの財務諸表は、国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されています。財務諸表は、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む）の再評価により修正された取得原価主義に基づいて作成されています。

IFRSに従って財務諸表を作成する場合には、一定の重要な会計上の見積りを使用することが義務付けられます。また、本サブ・ファンドの会計方針を適用する過程で経営陣にその判断を行うことを要求していません。高度の判断または複雑さを伴う分野、あるいは前提と見積りが財務諸表にとって重要である分野は、注記3に開示されています。

2016年1月1日に適用が開始された会計基準並びに現行会計基準に対する改訂

現行の基準に対する基準、解釈、または修正で、本サブ・ファンドに重大な影響を与えると予測される2016年1月1日に始まる会計年度に初めて効力を発生するものではありません。

2016年1月1日以降に適用が開始された新基準、現行の基準の改訂並びに解釈で、サブ・ファンドにより早期適用が行われていないもの。

FULLERTON VPIC FUND

財務諸表に対する注記

(2016年12月31日に終了した会計期間)

- 2018年1月1日以降に始まる事業年度に関して適用が開始される国際財務報告基準第9号（IFRS 9）「金融商品」は、企業によるいくつかのハイブリッド契約を含む金融資産および負債の分類及び計測に関するあるべき方法を具体的に明示しています。この基準は、国際会計基準第39号（IAS 39）の要件に比較して、金融資産の分類並びに計測方法を改善且つ単純化しています。サブ・ファンドは保有している金融資産を引続き損益を通じて公正価値により分類していくこととなるため、この基準がサブ・ファンドの財政状況並びに業績に重大な影響を与えることは予想されていません。

残りの基準の改訂並びに解釈の改訂が当ファンドの財政状況や業績に重大な影響を与えることはあり得ないと考えられており、そのため本財務諸表において開示が行われていません。

2.2 外貨換算

(a) 機能・表示通貨

本サブ・ファンドの財務諸表の項目は、本サブ・ファンドが運用を行っている主な経済環境の通貨である日本円を用いて評価されています。これは、報酬および費用の決済、募集および解約、受益者への報告が日本円で実施されているという事実を反映しています。この財務諸表は日本円で表示されています。すべての財務情報は、特に明記しない限り千単位に四捨五入されています。

(b) 取引および残高

外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを用いて日本円に換算されます。当該取引の決済の結果、ならびに外貨建ての金融資産および負債を会計期間末の為替レートで換算した結果生じる為替差損益は、損益計算書において認識されます。損益を通じて公正価値評価される株式等の非金融資産および負債に係る換算差額は、損益計算書上で公正価値の純損益として認識されます。

2.3 損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債

(a) 分類

本サブ・ファンドは、持分証券および債券、デリバティブへの投資を損益を通じて公正価値評価される金融資産または負債として分類します。このような金融資産および金融負債は、トレーディング目的で保有されるものとして分類されるか、設定時に損益を通じて公正価値評価するものとして運用会社によって指定されます。

設定時に損益を通じて公正価値で指定される金融資産および金融負債は、本サブ・ファンドの投資戦略文書に従って運用され、その運用実績は公正価値に基づいて評価されます。本サブ・ファンドの方針は、運用会社がこのような金融資産に関する情報を他の関連財務情報と併せて公正価値に基づいて評価することです。これらの金融資産は、貸借対照表日から12ヶ月以内に実現される予定です。

(b) 認識 / 認識の中止

本サブ・ファンドにおける投資商品の売買は、取引日（本サブ・ファンドが投資商品の売買を約定する日）に公正価値で認識されます。投資商品からのキャッシュフローを受け取る権利が失効した場合や本サブ・ファンドが所有に伴うすべてのリスクおよび便益を実質的に移転している場合は認識を中止します。

FULLERTON VPIC FUND

財務諸表に対する注記

（2016年12月31日に終了した会計期間）

(c) 測定

損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債は、当初より公正価値で認識されます。取引費用は損益計算書に計上されます。当初の認識後、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債はすべて公正価値で測定されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債区分の公正価値の変動から生じる損益は、その損益が発生した会計期間の損益計算書に計上されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産からの受取配当金は、支払金を受け取る本サブ・ファンドの権利が確立された場合は、損益計算書上で受取配当金として認識されます。

(d) 公正価値の見積り

活発な市場で売買される金融資産および負債の公正価値は、財務状態計算書日の市場価格の終値に基づいています。当ファンドにて保有されているすべての投資に使用されている市場価格は、金融資産と金融負債の両方について、買値と売値のスプレッドに収まる範囲の最後に取引された市場価格です。

この環境下において、終値が売買スプレッド内に収まらない場合は、経営陣が公正価値をもっとも代表しうる売買スプレッドのポイントを決定します。

活発な市場で売買されない金融商品（店頭デリバティブなど）の公正価値は、評価技法を駆使して割り出されます。本サブ・ファンドは、様々な方法を使用して各貸借対照表日現在の市況に基づいて推定します。使用される評価技法には、オプション・プライシング・モデルの使用や市場参加者が一般的に使用するその他の評価技法が含まれます。

2.4 デリバティブ金融商品

本サブ・ファンドが行うデリバティブ取引は、デリバティブ取引契約の締結日における公正価値により認識され、その後は、当該デリバティブ取引の公正価値により再測定されています。公正価値は、活発な市場において値付けが行われている市場価格又は店頭取引（OTC）デリバティブ商品に関するディーラーの値付け価格から入手されています。全てのデリバティブ取引は、公正価値がプラスの場合には資産として、公正価値がマイナスの場合には負債として計上されます。

当初の認識を行う際におけるデリバティブ取引の公正価値の最良の証拠は、取引価格（即ち、支払対価又は受領対価の公正価値）です。

全てのデリバティブ商品の公正価値に関して当初の認識後に発生した変化は、直接、包括利益計算書において認識されています。

2.5 金融商品の相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースで決済する意図または当該資産の実現および当該負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産および負債は相殺され、その純額が貸借対照表に計上されます。

2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当初満期が3ヶ月以下の銀行預金から構成されます。

2.7 ブローカーからの未収金 / ブローカーへの未払金

ブローカーからの未収金 / ブローカーへの未払金は、約定済みではあるものの貸借対照表日現在で決済または引き渡しが行われていない売却済投資商品の未収金および購入済投資商品の未払金を表します。これらの金額は、当初は公正価値で認識され、その後は実効利率法を用いて減損引当金を差し引いた償却原価で評価されます。

FULLERTON VPIC FUND

財務諸表に対する注記

（2016年12月31日に終了した会計期間）

2.8 未払金

未払金は、当初は公正価値で認識され、その後は実効利率法を用いて減損引当金を差し引いた償却原価で計上されます。

2.9 受取利息および受取配当金

受取利息は、実効利率法を用いて時間比例ベースで認識されます。
配当金は、支払いを受ける権利が確立された時に認識されます。

2.10 受益者への未払金

受益者への未払金は、年度末後に決済される年度末前に行われた解約に対する受益者への未払金額です。これは負債として貸借対照表に計上されます。

2.11 課税

本ファンドは、ケイマン籍です。ケイマン諸島の現行の法律上では、所得税、相続税、法人税、キャピタル・ゲイン税、その他本ファンドが支払うべき税金は存在しません。

本サブ・ファンドは実質的には全てケイマン諸島以外の国を居住地とする主体により発行された有価証券に対して投資を行っており、運用収益並びにキャピタルゲインに対して課される源泉徴収税が発生する可能性があります。これらの諸外国の内いくつかの国においては、本サブ・ファンドのような非居住者に対してキャピタルゲイン課税を行うことを定めている税法が存在しております。このキャピタルゲインに対する税金は自己査定に基づいて決定することが義務付けられているため、当該税金に関しては本サブ・ファンドが利用しているブローカーによって「源泉徴収後」基準による控除が行われられない可能性があります。当該運用収益及びキャピタルゲインは、包括損益計算書上、源泉徴収前の金額により計上されております。

IAS第12号（法人所得税）によれば、該当する税務当局が全ての事実と状況に対する完全な理解を持っていることを前提として、外国の法律が当該外国において稼得された本サブ・ファンドのキャピタルゲインに対して算定される税債務を課することを要求する可能性がある場合には、本サブ・ファンドは税債務を認識することを義務付けられております。その場合、当該税債務は会計年度末までに制定されている又は実質的に制定されている税法と税率を使用して、該当する税務当局に対して支払うこととなると想定される金額により計測されます。国外投資を行う本サブ・ファンドに対する制定されている法律の適用方法に関して不確実性が発生することが時折見られます。従いまして、全ての不確実な税債務の計測にあたっては、該当する税務当局の公式又は非公式の実務慣行を含む税金支払の可能性に影響すると思われる、当該時点において入手可能な全ての該当する事実及び状況が考慮されております。

2016年12月31日現在並びに2015年12月31日現在において、本サブ・ファンドは外国におけるキャピタルゲイン課税に関する不確実性のある税債務を0と計測しております。この計測値は経営陣による最善の推計値を表示しておりますが、推計金額は最終的に支払を要する金額と異なることとなる可能性があります（注3）。

FULLERTON VPIC FUND

財務諸表に対する注記

(2016年12月31日に終了した会計期間)

2.12 解約可能ユニット

本サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして設定されるクラスAおよびクラスBの各ユニットを投資家に対して発行します。クラスAユニットは円建て、クラスBユニットは米ドル建てです。貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドはクラスAユニットのみを発行しています。全ユニットは受益者の選択により解約可能であり、金融負債として分類されます。これらのユニットの分配金は、損益計算書において財務費用として認識されます。

ユニットは、その受益者の選択によって、発行または解約時の本サブ・ファンドのユニット1口当たり純資産価額を基礎とする価格で発行および解約されます。本サブ・ファンドのユニット1口当たり純資産価額は、受益者に帰属する純資産を発行済みユニットの総口数で除して計算されます。本サブ・ファンドの私募覚書（「PPM」）の規定に従って、投資ポジションは、募集および解約におけるユニット1口当たり純資産価額を決定するための最終取引市場価格に基づき評価されます。

3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務諸表の作成に際して、経営陣は、翌年度の資産・負債計上額に影響を及ぼす見積りおよび判断を行う場合があります。見積りまたは判断が行われる場合、当該見積りおよび判断は継続的に評価され、過去の経験およびその他の要因（その状況において合理的と思われる将来の出来事の予想を含む）に基づいて行われます。

下記の開示を除いて今会計年度における経営陣による重大な見積りおよび判断はありません。

インド株におけるキャピタルゲイン課税

現行のインド税法において、短期売買により発生するキャピタルゲイン課税はおおよそ15%です。短期の株取引により発生したキャピタルゲイン課税は、当初購入してから12か月以内に株式を売却したことにより発生した税金のことをいいます。

会計期末時点の経営評価に基づけば、インド株式に関する未実現キャピタル・ゲインにおける繰越税負債は認識されていません。

経営陣はまた、報告日付において、ベトナム、パキスタン、中国の株式における実現または未実現利益について、税金負債もしくは繰延税金負債がないことを査定しております。

これらは、経営陣の最良評価である一方、マーケットにおける先天的不確実性のため、実際の租税効果は大幅に繰り越される可能性があり、評価額は最終的未払総額からかなり繰り越されることがあります。

4. 金融リスク管理**4.1 金融商品の使用戦略**

本サブ・ファンドの主要な投資目標は、ベトナム、パキスタン、インドおよび中国で設立された、それらの国で営業活動を行っている、それらの国へのエクスポージャーを有する、あるいはそれらの国から収益の一部を得ている会社または機関の株式のポートフォリオへの投資を通じて高い超過リターンを達成することです。

本サブ・ファンドの活動は、本サブ・ファンドが投資する金融商品および市場と関係する市場リスク（金利、価格および通貨リスク）、信用リスク、流動性リスクなどを含めた様々なリスクにさらされる可能性があります。

本サブ・ファンドの金融リスクの管理に関する全般的な責任は運用会社にあり、これらのリスクを管理するために運用会社が採用したリスク管理方針は以下の通りです。

4.2 市場リスク

貸借対照表日現在において、本サブ・ファンドの市場リスクは、主に、投資商品の実際の市場価格の変動（「価格リスク」）、金利、外貨変動の3つの要素により構成されます。

FULLERTON VPIC FUND

財務諸表に対する注記

(2016年12月31日に終了した会計期間)

(a) 価格リスク

本サブ・ファンドは、上場持分証券、指数先物契約等のその他の金融商品への投資による価格リスクにさらされます。上場持分証券、指数先物契約等に投資する本サブ・ファンドは、これらの金融商品の将来価格の不確実性に起因する価格リスクの影響を受けやすく、これらの金融商品の価格変動が本サブ・ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

下表は、貸借対照表日現在の本サブ・ファンドの全体的な市場のエクスポージャーを表したものです。

2016年12月31日現在

2015年12月31日現在

	公正価値 日本円 (単位:千)	受益者に 帰属する 純資産の 割合(%)	公正価値 日本円 (単位:千)	受益者に 帰属する 純資産の 割合(%)
損益を通じて公正価値 で指定される証券	4,265,732	97.22	4,345,311	99.69

下表は、本サブ・ファンドの国ごとの上場持分証券への投資を表したものです。

国	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	本サブ・ファンド の投資割合	時価評価 日本円 (単位:千)	本サブ・ファンド の投資割合	時価評価 日本円 (単位:千)
インド	27%	1,158,267	30%	1,321,665
パキスタン	28%	1,197,543	21%	924,248
中国 (香港を含む)	23%	963,916	26%	1,105,490
ベトナム	18%	792,259	21%	916,975
米国	2%	79,580	2%	76,933
シンガポール	2%	74,167	-	-
	100%	4,265,732	100%	4,345,311

貸借対照表現在において、本サブ・ファンドの持分証券への投資の20%は金融(2015年は金融へ21%)であり、10%(2015年は食料品へ10%)は食料品となっています。

価格リスクをモニターするために使用される主要ツールの1つがバリュー・アット・リスク(VaR)です。VaRは、過去の価格ボラティリティの統計分析に基づいてポートフォリオの損失の確率を予測します。運用会社は、投資金額、現金、証拠金、未決済取引ポジションを考慮して、純資産価額(「NAV」)に対する割合として日次ベースでVaRを把握しています。

運用会社は、VaRがリスクに対する有用な指標となる一方で限界があることを認識しています。将来の出来事を予想する指標として過去のデータを利用した場合、起こりうるあらゆる出来事、特に極端な将来の出来事が含まれない可能性があります。

FULLERTON VPIC FUND

財務諸表に対する注記

(2016年12月31日に終了した会計期間)

下表は、保有期間260日、信頼水準95%(2015年は95%)の場合のNAVに対する割合としての2016年12月31日現在のVaRの分析結果を示しています。

	2016年	2015年
純資産価額(NAV)に対する割合としてのVAR (信頼区間95%(2015年:95%))	33%	34%

保有期間260日は、投資の先天的価値を実現するために中長期間の投資を保有することが、本サブ・ファンドの重点であることをよく反映しています。報告時点におけるVaR分析は、ファクターベースアプローチを用いて計測されます。

(b) 為替リスク

本サブ・ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建ての資産および負債を保有しています。従って、他通貨建ての資産および負債の価値が為替レートの変動により変動するために為替リスクにさらされます。本サブ・ファンドの方針として、通貨ヘッジ取引は行いません。

下表は、貸借対照表日現在の主要通貨に対する本サブ・ファンドのエクスポージャーを日本円建てで表したものです。

為替変動集計

2016年12月31日

	香港ドル (HKD) (単位: 千円)	ベトナム ドン (VND) (単位: 千円)	パキスタン ルピー (PKR) (単位: 千円)	インドルピー (INR) (単位: 千円)	USD (米ドル) (単位: 千円)	その他 (単位: 千円)	合計 (単位: 千円)
資産							

損益を通じて 公正価値評価される 金融資産	982,419	792,259	1,197,544	1,158,267	135,243	-	4,265,732
未収配当金	-	-	10,589	-	-	-	10,589
現金および 現金同等物	235	63,427	-	-	132,489	329	196,480
	982,654	855,686	1,208,133	1,158,267	267,732	329	4,472,801
負債							
受益証券保有者への 未払金	-	-	-	-	-	70,000	70,000
未払費用および その他費用	-	-	-	-	1,310	13,699	15,009
	-	-	-	-	1,310	83,699	85,009
正味資産	982,654	855,686	1,208,133	1,158,267	266,422	(83,370)	4,387,792

FULLERTON VPIC FUND 財務諸表に対する注記

（2016年12月31日に終了した会計期間）

為替変動集計 2015年12月31日

	香港ドル (HKD) (単位： 千円)	ベトナム ドン (VND) (単位： 千円)	パキスタン ルピー (PKR) (単位： 千円)	インドルピー (INR) (単位： 千円)	USD (米ドル) (単位： 千円)	その他 (単位： 千円)	合計 (単位： 千円)
資産							
損益を通じて 公正価値評価される 金融資産	1,090,076	916,974	924,248	1,321,665	92,348	-	4,345,311
未収配当金	-	-	6,812	-	-	-	6,812
現金および 現金同等物	2,953	5,499	-	-	13,876	82	22,410
	1,093,029	922,473	931,060	1,321,665	106,224	82	4,374,533
負債							
未払費用および その他費用	-	-	-	-	1,370	14,279	15,649
	-	-	-	-	1,370	14,279	15,649
正味資産	1,093,029	922,473	931,060	1,321,665	104,854	(14,197)	4,358,884

本サブ・ファンドにおいて、金融資産及び負債で保有している最も重要な為替は、米ドル、パキスタン・ルピーおよびベトナム・ドン（2015年は米ドル、パキスタン・ルピーおよびベトナム・ドン）です。もし為替レートが、それぞれ11.61%、12.27%および12.30%という予想される幅で変動するとしたら（2015年は8.85%、9.98%および9.75%変動）、受益者の純資産は、それぞれ15,227千円、1,299千円および7,799千円上下に変動します（2015年は1,106千円、680千円および536千円）。

(c) キャッシュフローと評価額金利リスク

本サブ・ファンドは、無利息の上場持分証券に投資するため、市場金利の実勢水準の変動による大きなリスクにさらされることはありません。しかし、金利の変動が証券市場や為替市場に影響を及ぼすことにより、本サブ・ファンドに間接的な影響が及び可能性があります。

本サブ・ファンドの余剰現金および現金同等物は、定評のある信頼できる金融機関に保有されており、いずれも満期が1ヶ月未満の短期金融商品であることから、それらが受ける金利リスクの影響は最小のものであると運用会社は判断しています。従って、金利感応度分析は開示されていません。

4.3 信用リスク

本サブ・ファンドは、信用リスク（カウンターパーティーが満期時に全額を支払うことができないリスク）に対するエクスポージャーを有しています。信用リスクは、現金および現金同等物ならびに未決済および約定済みの取引から発生するブローカーへのクレジット・エクスポージャーから発生します。また、本サブ・ファンドは、カストディアンが保有する資産がカストディアンのデフォルト時に回収できないリスクにもさらされます。本サブ・ファンドは、定評のある信頼できる金融機関と取引を行うことにより信用リスクに対するエクスポージャーを制限しています。上場証券のすべての取引は、定評のあるブローカーを利用して行い、引き

渡し時に決済または支払いが行われます。売却証券の引き渡しはブローカーが支払いを受けた時点でのみ行われるため、デフォルトのリスクは最小であると考えられます。購入時の支払いは、証券をブローカーが受領した時点で行われます。いずれかの当事者が債務を履行できない場合、取引は成立しません。

FULLERTON VPIC FUND

財務諸表に対する注記

(2016年12月31日に終了した会計期間)

下表は、貸借対照表日現在における主要なカウンターパーティーの保有金融資産の割合を示すものです。

2016年12月31日	金融資産の 割合(%)	S&Pの 信用格付け
Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, a related party of the Trustee	100	AA-
2015年12月31日	金融資産の 割合(%)	S&Pの 信用格付け
Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, a related party of the Trustee	100	AA-

決算期間末における、信用リスクに対する最大エクスポージャーは金融資産の簿価です。

4.4 流動性リスク

流動性リスクは、本サブ・ファンドが、市場の状況によって、受益者への解約のコミットメントを果たすためにポジションを解消することができなくなるリスクです。運用会社は、日次ベースで本サブ・ファンドの流動性ポジションを監視します。

本サブ・ファンドはその資産の上場持分証券に投資し、またそれらは公認証券取引所に上場され取引されているために容易に現金化することが可能です。さらに、本サブ・ファンドは、ユニットの決済または解約、および一般資金需要に対応するために短期の借り入れを行う能力があります。ただし、当該借り入れが本サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えないことを条件とします。2016年12月31日現在、本サブ・ファンドはいずれの借り入れもありません。

本サブ・ファンドのすべての金融負債は、貸借対照表日現在におけるそれぞれの契約上の満期日までの残存期間に基づいた場合、満期日まで1ヶ月未満です。

ユニットは、その受益者の選択によって解約が可能です(注記2.12)。しかしながら、本サブ・ファンドが、本サブ・ファンドの私募覚書に従って、本サブ・ファンドに損失を与えることなく解約金の支払いを行うための十分な現金または現金同等物を保有していない場合は、管理会社は(本サブ・ファンドに代わって)、管理会社の単独裁量により、当該支払いが可能な場合はできる限り早い時期に支払いを行わなければならないと見なされます。貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドの受益者は1人のみでした。

貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドに投資する受益者は1名のみ(2015年:受益者1名)であるため、ユニットの解約に関する当該受益者の決定が本サブ・ファンドに重大な影響を及ぼすことになります。

FULLERTON VPIC FUND

財務諸表に対する注記

(2016年12月31日に終了した会計期間)

4.5 公正価値の修正

活発な市場で売買される金融資産および負債(公的に取引されるデリバティブや証券等)の公正価値は、貸借対照表日の市場価格の終値に基づいています。金融資産および負債の両方の評価に使用される市場価格は終値です。

金融商品は、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシングサービス提供機関又は規制当局から市場相場を容易に且つ定期的に入手することが可能である場合に、活発な取引が行われている市場において相場が成立していると見なされ、こうした価格は現実且つ定期的に発生している市場取引において行われる独立した第三者間における商業ベースの取引価格を意味しております。

価値の減損に対する引当金控除後のその他の未収金及び未払金の計上金額は、それぞれの公正価値に近似しているものと想定されております。ディスクロージャーの目的上、金融負債の公正価値は、契約に基づく将来のキャッシュフローを、類似の金融商品に関して本サブ・ファンドが入手可能な当該時点における市場金利により割引くことにより推計されております。

本サブ・ファンドは計測を行うにあたって使用する入力数値の重要性を反映する公正価値のヒエラルヒーを使用して、公正価値の計測を分類しております。

- ・活発な取引が行われている市場における同一の資産又は負債に関する(調整前の)市場相場(レベル1)

- ・資産又は負債に関して直接的に(即ち価格として)又は間接的に(即ち価格から派生するものとして)観察可能な、レベル1の範疇に含まれるもの以外の入力数値(レベル2)
- ・観察可能な市場データを基礎としない資産又は負債の入力数値(即ち観察不能の入力数値)(レベル3)

当該ヒエラルヒー内において全体としての公正価値の計測が分類される公正価値のヒエラルヒー上のレベルは、全体としての公正価値の計測に対して重要性を持った最低レベルの入力数値を基準として決定されております。この目的上、入力数値の重要性は公正価値計測全体に対する重要性を背景として評価されます。観察不能の入力数値に基づいて重要な調整を要する観察可能な入力数値を使用してある公正価値評価が行われた場合には、当該計測はレベル3の計測ということになります。公正価値計測全体に対する特定の入力数値の重要性の評価にあたっては、当該資産又は負債に固有の要素を考慮しながら判定を行うことが義務付けられております。本会計年度末現在においてレベル3に分類される投資は無く、また本会計年度内におけるレベル間の移動はありませんでした。

FULLERTON VPIC FUND

財務諸表に対する注記

(2016年12月31日に終了した会計期間)

下記の表は、会計期間末日現在の公正価値で計測された本サブ・ファンドの金融資産を公正価値のヒエラルヒーにおいて分析したものです。

2016年12月31日	Level1 日本円 (単位:千)	Level2 日本円 (単位:千)	Level3 日本円 (単位:千)
資産			
損益を通じて公正価値で 指定される金融資産			
損益を通じて公正価値で指定される - 上場持分証券	4,265,732	-	-
2015年12月31日			
資産			
損益を通じて公正価値で 指定される金融資産			
損益を通じて公正価値で指定される - 上場持分証券	4,345,311	-	-

サブ・ファンドは、公正価値の合理的見積りにおける薄価として、現金および現金同等物の公正価値ヒエラルキー、未収配当金、受益証券保有者への未払金および未払費用とその他の未収金を開示していません。

5. 現金および現金同等物

	2016年 日本円 (単位:千)	2015年 日本円 (単位:千)
受託会社が保管する銀行預金	196,480	22,410

6. 損益を通じて公正価値評価される金融資産

	2016年 日本円 (単位:千)	2015年 日本円 (単位:千)
損益を通じて公正価値で指定される - 上場持分証券	4,265,732	4,345,311

FULLERTON VPIC FUND

財務諸表に対する注記

(2016年12月31日に終了した会計期間)

7. 未払費用およびその他の未払金

	2016年 日本円 (単位：千)	2015年 日本円 (単位：千)
未払監査報酬	2,226	2,289
未払運用報酬	9,673	10,324
未払受託会社報酬	549	466
その他の未払金	2,561	2,570
	15,009	15,649

8. 関連当事者

財務上および運営上の決定を行う際に、一方の当事者が他方当事者を支配することができる場合、または他方当事者に大きな影響を及ぼすことができる場合、それらの当事者は関連があるとみなされます。関連当事者によって支払われた、または未払いの運用報酬、受託会社報酬、評価報酬および保管報酬は、損益計算書に記載されます。

(a) 運用報酬

運用会社は、本サブ・ファンドから年0.9%の運用報酬を受領します。当該報酬は、各評価時点での本サブ・ファンドの純資産価額（「NAV」）に基づいて計算され、毎日発生し四半期毎に後払いで支払われます。評価時点とは、各暦月の最終営業日の終了時です。これは、本サブ・ファンドの私募覚書（「PPM」）に記載の通りです。

(b) 受託会社報酬

HSBC Trustee (Cayman) Limitedは、本サブ・ファンドのアドミニストレーター、名義書換代理人、現物のカストディアン（「受託会社」）として指名されました。受託会社は、一定の職務および機能をHSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited（「受託会社の代理人」）に委譲しています。受託会社報酬は、毎日発生し後払いで支払われ、本サブ・ファンドのNAVに基づいて計算され、運用会社と受託会社間および受託会社の関連当事者で合意した受託会社の標準料率で請求されます。

9. 受益者に帰属する純資産

本サブ・ファンドの私募覚書の規定に従って、証券取引所または店頭市場で売買される上場投資商品または相場が成立している投資商品の価格設定は、募集および解約ならびに各種報酬の計算に関してユニット1口当たり純資産価額を決定する目的上、最終取引価格を参照して行われます。

受益証券の発行と償還の処理する目的で私募覚書に従い決められている受益証券ごとの純資産額の調整は以下のとおりです。

	2016年 日本円	2015年 日本円
財務諸表上の純資産 / 持分	9,913.54	9,064.44
最終取引日と会計期間末日との間の受益証券毎の 純資産額における証券価格の調整の影響と変動	69.76	-
受益証券取引目的の為の受益証券毎の純資産 / 持分	9,983.30	9,064.44

< 参考情報 > Fullerton VPIC Fund Class A 組入れ資産の明細(2017年8月末現在)

銘柄	株数	外貨建評価額	邦貨建評価額	構成比 (%)	業種
ベトナム VIETNAM DAIRY PRODUCTS JSC	百株 5,800	千ベトナム・ドン 86,072,000	千円 416,738	8.85%	生活必需品

JSC BANK FOR FOREIGN TRADE OF VIETNAM	11,935	44,280,334	214,394	4.55%	金融
FPT CORP	7,235	35,091,205	169,902	3.61%	情報技術
SAIGON SECURITIES INC	3,880	9,719,400	47,059	1.00%	金融
MASAN GROUP CORP	1,687	8,012,775	38,796	0.82%	生活必需品
HOA PHAT GROUP JSC	1,920	6,729,600	32,583	0.69%	素材
小計	株数、金額	32,458	189,905,314	919,472	
	銘柄数 < 比率 >	6	-	-	< 19.5% >
パキスタン	百株	千パキスタン・ルピー	千円		
ENGRO CO LTD	5,460	154,526	161,665	3.4%	素材
UNITED BANK LTD	7,500	139,508	145,952	3.1%	金融
MCB BANK LTD	5,020	96,886	101,362	2.2%	金融
PAKISTAN OIL FIELDS LTD	1,694	81,141	84,890	1.8%	エネルギー
PAKISTAN PETROLEUM LTD	4,401	72,612	75,967	1.6%	エネルギー
HUB POWER COMPANY LTD	5,000	56,255	58,854	1.2%	公益事業
PAKISTAN STATE OIL CO LTD	1,300	54,470	56,986	1.2%	エネルギー
OIL & GAS DEVELOPMENT CO LTD	3,280	46,091	48,220	1.0%	エネルギー
小計	株数、金額	33,656	701,488	733,896	
	銘柄数 < 比率 >	8	-	-	< 15.6% >
インド	百株	千インド・ルピー	千円		
HDFC BANK LTD	1,260	224,280	386,136	8.2%	金融
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	223	171,871	295,905	6.3%	一般消費財・サービス
LARSEN & TOUBRO LTD	1,084	123,172	212,061	4.5%	資本財・サービス
YES BANK LTD	620	108,689	187,127	4.0%	金融
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	1,120	104,082	179,194	3.8%	生活必需品
小計	株数、金額	4,307	732,093	1,260,423	
	銘柄数 < 比率 >	5	-	-	< 26.8% >
中国	百株	千香港ドル	千円		
TENCENT HOLDINGS LTD	679	22,339	314,145	6.7%	情報技術
SUNNY OPTICAL	1,520	17,054	239,829	5.1%	情報技術
PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHINA LTD	1,490	9,260	130,224	2.8%	金融
BOC AVIATION LTD	1,294	5,370	75,517	1.6%	資本財・サービス
NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	4,130	5,369	75,502	1.6%	一般消費財・サービス
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	1,750	5,163	72,598	1.5%	金融
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	4,630	4,815	67,714	1.4%	情報技術
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD	7,319	4,289	60,311	1.3%	金融
CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL CO	6,298	3,773	53,051	1.1%	エネルギー
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	60	2,947	49,150	1.0%	生活必需品
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD	1,200	3,282	46,153	1.0%	金融
REGINA MIRACLE INTERNATIONAL	3,880	2,402	33,774	0.7%	一般消費財・サービス
	百株	千米ドル	千円		

ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR		161.96	2,782	306,132	6.5%	情報技術 一般消費財・ サービス
JD.COM INC-ADR		140	587	64,577	1.4%	
小計	株数、金額	34,552	千香港ドル：86,063 千米ドル：3,368	1,588,678		
	銘柄数<比率>	14	-	-	<33.7%>	
合計	株数、金額	104,972	-	4,502,469		
	銘柄数<比率>	33	-	-	<95.6%>	

(注1) 評価額(日本円)は、2017年8月末現在の評価額です。

(注2) 構成比(%)は、資産(ネット)に対する市場価格構成比です。

(注3) 上記業種は、MSCI/S&P GICSの業種区分に基づいています。

(注4) データ提供元：HSBC Trustee (Cayman) Limited (同社は投資先ファンドの管理会社です。)

(注5) 銘柄明細は、Fullerton VPIC Fund Class Aについての情報です。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2017年 8月31日現在です。

【新生・フラトンV P I Cファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	4,864,591,356円
負債総額	27,194,338円
純資産総額（ - ）	4,837,397,018円
発行済口数	4,420,197,997口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0944円

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	248,966,718円
負債総額	134円
純資産総額（ - ）	248,966,584円
発行済口数	244,626,922口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0177円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとしします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成29年8月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

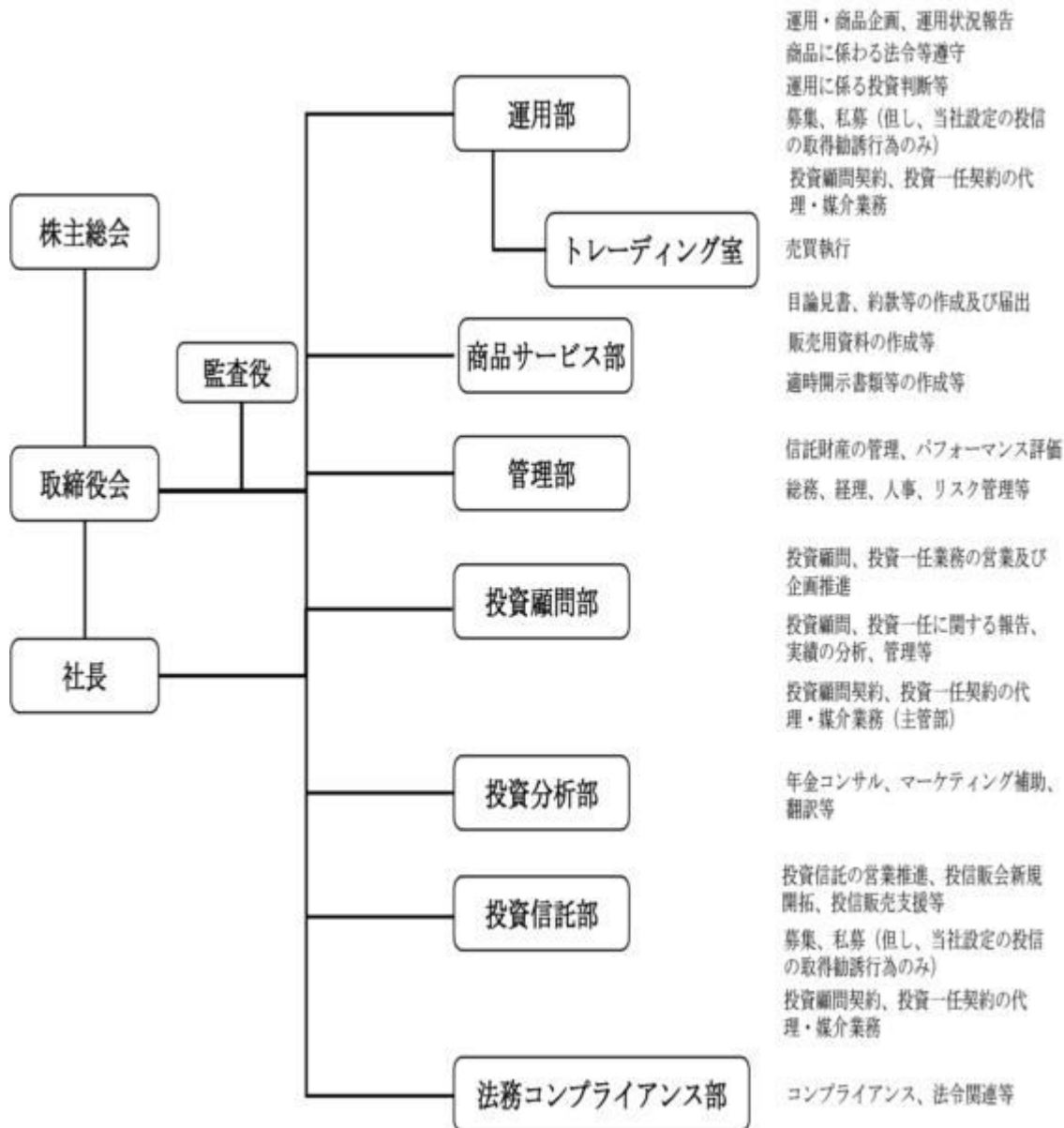
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



（３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

平成29年8月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計61本（追加型投資信託26本、単体型投資信託35本）であり、純資産の総額は210,126百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期 別		第15期 (平成28年3月31日現在)		第16期 (平成29年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2	687,436		753,999	
前払費用		8,861		7,793	
未収委託者報酬		303,876		294,751	
未収運用受託報酬		12,264		10,886	
未収収益		3,817		4,529	
立替金		7,776		5,674	
流動資産計		1,024,033		1,077,636	
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	31,934		29,692	
器具備品	1	2,468		1,716	
建設仮勘定		116		-	
投資その他の資産		44,119		43,052	
差入保証金	2	44,119		43,052	
固定資産計		78,639		74,461	
資産合計		1,102,672		1,152,098	

期 別		第15期 (平成28年3月31日現在)		第16期 (平成29年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金		206,117		213,335	

未払手数料	2	153,353		150,849	
その他未払金	2	52,763		62,485	
未払費用			9,114		8,922
未払法人税等			2,113		7,094
未払消費税等			13,063		14,672
賞与引当金			30,889		39,808
役員賞与引当金			3,000		5,600
預り金			3,653		1,816
流動負債計			267,952		291,250
固定負債					
資産除去債務			29,697		30,314
繰延税金負債			6,412		6,075
固定負債計			36,110		36,389
負債合計			304,062		327,640
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		303,609		329,457	
利益剰余金合計			303,609		329,457
株主資本合計			798,609		824,457
純資産合計			798,609		824,457
負債・純資産合計			1,102,672		1,152,098

(2) 【損益計算書】

期 別		第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
科目	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業収益			
委託者報酬		1,295,803	1,400,543
運用受託報酬		54,692	49,720
その他営業収益		16,599	16,164
営業収益計		1,367,095	1,466,428
営業費用			
支払手数料	1	695,078	726,063
広告宣伝費		26,744	11,912
公告費		600	600
調査費			
図書費		333	335
調査費		192,213	207,249
委託計算費		20,504	29,003

営業雑経費					
通信費		865		923	
印刷費		11,080		8,884	
協会費		2,183		2,180	
その他営業雑経費		8,592		9,337	
営業費用計			958,195		996,491
一般管理費					
給料					
役員報酬		37,350		32,280	
給料・手当		173,312		178,401	
賞与		5,909		7,420	
役員賞与		-		59	
賞与引当金繰入額		30,889		39,808	
役員賞与引当金繰入額		3,000		5,600	
退職給付費用		29,659		30,552	
交際費		266		117	
旅費交通費		7,002		6,641	
租税公課		4,175		6,249	
不動産賃借料		44,119		43,586	
固定資産減価償却費		3,258		2,989	
資産除去債務利息費用		603		616	
諸経費		69,374		70,323	
一般管理費計			408,922		424,645
営業利益又は営業損失()			22		45,291
営業外収益					
受取利息	1	48		2	
役員賞与引当金戻入益		3,075		-	
為替差益		-		29	
雑収入		50		-	
営業外収益計			3,174		31
営業外費用					
為替差損		518		-	
雑損失		3		4	
営業外費用計			522		4
経常利益			2,629		45,317
特別損失					
固定資産除却損		0		-	
特別損失計			0		-
税引前当期純利益			2,629		45,317
法人税、住民税及び事業税	1	2,305		19,807	
法人税等調整額		707	1,598	337	19,469
当期純利益			1,030		25,848

(3) 【株主資本等変動計算書】

第15期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			

当期首残高	495,000	302,578	302,578	797,578	797,578
当期変動額					
当期純利益		1,030	1,030	1,030	1,030
当期変動額合計		1,030	1,030	1,030	1,030
当期末残高	495,000	303,609	303,609	798,609	798,609

第16期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	303,609	303,609	798,609	798,609
当期変動額					
当期純利益		25,848	25,848	25,848	25,848
当期変動額合計		25,848	25,848	25,848	25,848
当期末残高	495,000	329,457	329,457	824,457	824,457

〔重要な会計方針〕

項目	内容
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～38年 器具備品 4～20年
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔会計方針の変更〕

第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、当事業年度において、財務諸表への影響額はありません。

〔追加情報〕

第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第15期 （平成28年3月31日現在）	第16期 （平成29年3月31日現在）
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 16,441千円</p> <p>器具備品 9,760千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 271,532千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 96,717千円</p> <p>その他未払金 1,804千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 18,683千円</p> <p>器具備品 9,859千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 308,409千円</p> <p>差入保証金 43,052千円</p> <p>未払手数料 93,592千円</p> <p>その他未払金 16,023千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

（損益計算書関係）

第15期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	第16期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 408,701千円</p> <p>受取利息 48千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 1,804千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 480,129千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 16,023千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第15期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	第16期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）																				
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業 年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業 年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

（リース取引関係）

第15期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	第16期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第15期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	687,436	687,436	-
未収委託者報酬	303,876	303,876	-
未収運用受託報酬	12,264	12,264	-
差入保証金	44,119	40,904	3,215
資産計	1,047,697	1,044,481	3,215
未払手数料	153,353	153,353	-
その他未払金	52,763	52,763	-
負債計	206,117	206,117	-

（2）時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	687,436	-
未収委託者報酬	303,876	-
未収運用受託報酬	12,264	-
差入保証金	-	44,119
合計	1,003,577	44,119

第16期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	753,999	753,999	-
未収委託者報酬	294,751	294,751	-
未収運用受託報酬	10,886	10,886	-
差入保証金	43,052	39,140	3,911

資産計	1,102,691	1,098,779	3,911
未払手数料	150,849	150,849	-
その他未払金	62,485	62,485	-
負債計	213,335	213,335	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	753,999	-
未収委託者報酬	294,751	-
未収運用受託報酬	10,886	-
差入保証金	-	43,052
合計	1,059,638	43,052

(有価証券関係)

第15期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第16期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)																
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>アメリカン・ ドリーム ・ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>304,078</td> <td>232,406</td> <td>193,368</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		新生・UTI インドファンド	エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム ・ファンド	営業収益	304,078	232,406	193,368	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>アメリカン・ ドリーム ・ファンド</th> <th>エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>242,697</td> <td>165,978</td> <td>162,946</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム ・ファンド	エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	営業収益	242,697	165,978	162,946
	新生・UTI インドファンド	エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム ・ファンド														
営業収益	304,078	232,406	193,368														
	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム ・ファンド	エマーシング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)														
営業収益	242,697	165,978	162,946														

(資産除去債務関係)

第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第16期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの				資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの			
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。				1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。				2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)				3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)			
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
29,094		603	29,697	29,697		616	30,314

(関連当事者情報)

第15期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	408,701	未払 手数料	96,717
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	1,804	その他 未払金	1,804
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第16期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	480,129	未払 手数料	93,592
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	16,023	その他 未払金	16,023
							敷金の返還	1,066	差入 保証金	43,052

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

（税効果会計関係）

第15期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	第16期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 534千円</p> <p>未払事業所税 244千円</p> <p>賞与引当金等 12,027千円</p> <p>評価性引当額 12,806千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務 9,093千円</p> <p>繰越欠損金 20,136千円</p> <p>その他 307千円</p> <p>評価性引当額 29,537千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産合計 千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物（除去費用） 6,412千円</p> <p style="text-align: right;">小計 6,412千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金負債合計 6,412千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 6,412千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 1,385千円</p> <p>未払事業所税 263千円</p> <p>賞与引当金等 14,386千円</p> <p>評価性引当額 16,036千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務 9,282千円</p> <p>繰越欠損金 18,773千円</p> <p>その他 420千円</p> <p>評価性引当額 28,476千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産合計 千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物（除去費用） 6,075千円</p> <p style="text-align: right;">小計 6,075千円</p> <p style="text-align: right;">繰延税金負債合計 6,075千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 6,075千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 33.06%</p> <p>住民税均等割 11.03%</p> <p>交際費等永久に損金に 算入されない項目 2.08%</p> <p>評価性引当額増減 120.63%</p> <p>前期連結法人税個別帰属額の 当期修正 1.26%</p> <p>役員賞与引当金 29.23%</p> <p>税率変更による影響 103.44%</p> <p>その他 1.30%</p> <p>税効果会計適用後の法人税 等負担額 60.79%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 30.86%</p> <p>住民税均等割 0.64%</p> <p>交際費等永久に損金に 算入されない項目 5.94%</p> <p>評価性引当額増減 4.79%</p> <p>その他 0.73%</p> <p>税効果会計適用後の法人税 等負担額 42.96%</p>
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることに伴い、当事業年度は繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは、32.30%から30.86%に、平成30年4月1日からのものは30.62%に変更されております。その結果、繰延税金負債の金額が346千円減少し、法人税等調整額の金額が346千円減少しております。</p>	

（退職給付関係）

第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
1株当たり純資産額 80,667円65銭 1株当たり当期純利益 104円13銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 83,278円57銭 1株当たり当期純利益 2,610円92銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成29年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成29年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成29年3月末現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
フィデリティ証券株式会社	8,157.5百万円	
丸近証券株式会社	200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

ファンドの形態等を記載することがあります。

委託会社の名称およびロゴマーク、図案等を採用することがあります。

(2) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(3) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月5日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFファンドの平成28年8月27日から平成29年8月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・フラトンVPICFファンドの平成29年8月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。